

「一括請求 Assist®」ソフトウェア利用規定

「一括請求 Assist®」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）のご利用にあたっては、下記の全ての条項に同意いただく必要があります。本ソフトウェアの申込前に、下記の利用規定（以下、「本規定」といいます。）を必ずご確認ください。

第1条（使用許諾）

株式会社東和銀行（以下、「当行」といいます。）が提供する「東和銀行でんさいサービス」の利用者（以下「お客様」といいます。）は、「東和銀行でんさいサービス」の本ソフトウェアを、本規定の各条に従うことを条件に無償で使用することができるものとします。

第2条（目的）

当行は、お客様が「東和銀行でんさいサービス」を利用する目的の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

第3条（使用の制限）

1. お客様は、本ソフトウェアおよび付属ドキュメントの複製、再使用許諾、占有の移転その他の方法で第三者に使用または占有をさせてはならないものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアの全部または一部および本ソフトウェア・サポートに基づき提供されたプログラム等の全部または一部について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアおよび本ソフトウェア・サポートに基づき提供されたプログラム等にかなる変更または修正も行ってはならないものとします。
4. お客様は、本ソフトウェアおよび本ソフトウェア・サポートに基づき提供されたプログラム等に表示した著作権表示を削除してはならないものとします。

第4条（ソフトウェアの権利関係）

1. お客様は、本規定に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェア、本ソフトウェア・サポートに基づき提供された全てのプログラム等および情報等に関するいかなる権利も有しません。
2. 本規定に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアおよび本ソフトウェア・サポートに基づき提供されたプログラム等に関する一切の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティアに帰属します。

第5条（機密保持）

お客様は、本規定の契約の継続中および契約終了後においても、本ソフトウェア、本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関する全ての情報、本ソフトウェア・サポートに基づきお客様に提供された全てのプログラムおよび情報並びに本ソフトウェア・サポートを通じてお客様が知り得た本ソフトウェアおよび本ソフトウェア・サポートに関する全ての情報（以下、「秘密情報」といいます。）について、機密保持を行うものとし、第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号に該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 秘密情報を取得した時点で既に公知となっていた情報
- (2) 本規定に違反することなく秘密情報を取得した後に公知となった情報
- (3) 秘密情報を取得した時点で既にお客様が保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 当行から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得した情報

第6条（従業員等に対する措置）

1. お客様は、お客様の従業員、嘱託社員、第三者からの派遣社員や出向社員等お客様の指揮・命令を受けて、お客様の業務に従事する者（以下、総称して「お客様の従業員等」といいます。）に対して、本規定の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。

なお、お客様は、お客様の従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたっては、本規定においてお客様が負っている義務と同等の義務を遵守させ、お客様の従業員と連帯して責任を負うものとします。

2. 前条の規定に関わらず、お客様は、本ソフトウェアの使用のために必要な秘密情報をお客様の従業員等に開示することができます。但し、この場合には、お客様は、お客様の従業員等が知り得た秘密情報を、第三者に開示又は本規定の目的に必要な範囲を超えて使用しないよう適切な措置をとるものとします。

第7条（契約終了時の義務）

お客様は、本規定による契約が終了した場合、本ソフトウェア（複製物を含む。）および本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関する情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類推するもの、本ソフトウェア・サポートを通じてお客様が知り得た本ソフトウェア、本ソフトウェア・サポートに関する情報および秘密情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するものは、お客様の責任と負担において破棄するものとします。

第8条（損害賠償）

本ソフトウェアを使用してお客様が期待する結果が得られなかった場合や、本ソフトウェアの使用又は本ソフトウェア・サポートによりお客様が直接的あるいは間接的に損害を被った場合については、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず、その損害の一切につき、当行は賠償の責めを負いません。

なお、お客様が本ソフトウェアの利用規定に反して当行に損害を与えた場合に、当行は損害賠償を請求できるものとします。

第9条（免責）

天災・火災・騒乱等当行の責に帰すことのできない事由により本ソフトウェアに関するサービスの取扱が遅延したり不能となった場合は、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

第10条（譲渡）

お客様は、本ソフトウェア、本ソフトウェア・サポートに基づき、提供されたプログラム等および付属するドキュメントの全部または一部を第三者に譲渡することはできません。

第11条（契約の終了）

1. お客様は、本ソフトウェア、本ソフトウェア・サポートに基づき提供されたプログラム等および付属するドキュメントを廃棄することによって、いつでも契約を終了させることができます。
2. 当行は、お客様が本規定に違反したとき、または止むを得ない事由がある場合、直ちに契約を終了できるものとします。この場合、お客様は、本ソフトウェア、本ソフトウェア・サポートに基づき提供されたプログラム等並びに付属するドキュメントを破棄しなければなりません。

第12条（規定の変更）

1. 当行は、本ソフトウェアまたは本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく、何時でも任意に変更できます。
2. 前項に基づく変更の日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。
3. 変更内容は、ホームページ等当行の所定の方法によりお客様に通知または公示します。この変更により、万が一お客様に損害が生じた場合でも、当行の故意または重過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第13条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本規定、本ソフトウェア、本ソフトウェア・サポートに関する訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店の所在地の裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上